

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	通信 00-03 R0
提出年月日	令和5年1月5日

設工認に係る補足説明資料

本文、添付書類、補足説明項目への展開（通信）

（廃棄物管理施設）

1. 概要

- 本資料は、廃棄物管理施設の技術基準に関する規則「第二十三条通信連絡設備」に関して、基本設計方針に記載する事項、添付書類に記載すべき事項、補足説明すべき事項について整理した結果を示すものである。
- 整理にあたっては、「共通 06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通 07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて実施した。

2. 本資料の構成

- 「共通 06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通 07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて本資料において整理結果を別紙として示し、別紙を以下の通り構成する。なお、廃棄物管理施設には SA 設備の対象がないため、発電炉の SA 設備に係る記載は比較対象としない。
 - 別紙 1：基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較
事業変更許可 本文、添付書類の記載をもとに設定した基本設計方針と発電炉の基本設計方針を比較し、記載程度の適正化等を図る。
 - 別紙 2：基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
基本設計方針の項目ごとに要求種別、対象設備、添付書類等への展開事項の分類、対象設備を展開する。
 - 別紙 3：基本設計方針の添付書類への展開
基本設計方針の項目に対して、展開事項の分類をもとに、添付書類単位で記載すべき事項を展開する。
 - 別紙 4：添付書類の発電炉との比較
添付書類の記載内容に対して項目単位でその記載程度を発電炉と比較し、記載すべき事項の抜けや論点として扱うべき差がないかを確認する。なお、規則の名称、添付書類の名称など差があることが明らかな項目は比較対象としない。（概要などは比較対象外）
 - 別紙 5：補足説明すべき項目の抽出
基本設計方針を起点として、添付書類での記載事項に対して補足が必要な事項を展開する。発電炉の補足説明資料の実績との比較を行い、添付書類等から展開した補足説明資料の項目に追加すべきものを抽出する。
 - 別紙 6：変更前記載事項の既設工認等との紐づけ
基本設計方針の変更前の記載事項に対し、既認可等との紐づけを示す。

別紙

通信00-01 【本文、添付書類、補足説明項目への展開(通信)】

別紙				備考
資料No.	名称	提出日	Rev	
別紙1	基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較	1/5	0	
別紙2	基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開	1/5	0	
別紙3	基本設計方針の添付書類への展開	1/5	0	
別紙4	添付書類の発電炉との比較	1/5	0	
別紙5	補足説明すべき項目の抽出	1/5	0	
別紙6	変更前記載事項の既設工認等との紐づけ	1/5	0	

別紙 1

基本設計方針の許可整合性、 発電炉との比較

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十三条（通信連絡設備等）（1 / 7）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>（通信連絡設備等） 第二十三条 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備が設けられていなければならない。①, ③</p>	<p>第2章 個別項目 5. その他廃棄物管理施設の設備 5.4 その他設備 5.4.3 通信連絡設備等 通信連絡設備の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「2. 地震」「3. 自然現象等」, 「5. 火災等による損傷の防止」及び「7. 設備に対する要求」に基づくものとする。</p> <p>通信連絡設備は、警報装置、所内通信連絡設備及び所外通信連絡設備から構成する。①-1, 4, ②-1, 4</p> <p>5.4.3.1 通信連絡設備（事業所内）</p>	<p>ロ. 廃棄物管理施設の一般構造 （6）その他の主要な構造 （i）安全機能を有する施設 （1）通信連絡設備等</p> <p>通信連絡設備は、警報装置、所内通信連絡設備及び所外通信連絡設備から構成する。【①-1, ②-1】また、安全避難通路及び避難用の照明設備を設ける。□</p> <p>廃棄物管理施設には、安全設計上想定される事故が発生した場合において、廃棄物管理施設内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声により行うことができる設備として、警報装置及び有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を備えた所内通信連絡設備を設ける設計とする。①-2, ③-1</p>	<p>1.6 その他 1.6.9 「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に対する適合 （通信連絡設備等） 第十九条 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。 2 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、通信連絡設備を設けなければならない。 3 廃棄物管理施設には、事業所内の人の退避のための設備を設けなければならない。</p> <p>＜適合のための設計方針＞ 第1項について 廃棄物管理施設には、安全設計上想定される事故が発生した場合において、廃棄物管理施設内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声により行うことができる設備として、警報装置及び有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を備えた所内通信連絡設備を設ける設計とする。◇</p> <p>（双方の記載） ＜不一致の理由＞ 発電炉、廃棄物管理施設ともに設計基準事故（安全設計上想定される事故）が発生した際に必要な連絡発信箇所から人の立ち入る可能性のある場所に対し、必要な連絡ができる設備を設置する設計とする方針は同様であるが、廃棄物管理施設では事故対策のための集合のための連絡をしないため。 また、廃棄物管理施設には保管する通信連絡設備が無いため。 通信回線の多様性については、規則適合を図るため記載する。</p>	<p>4. 通信連絡設備 4.1 通信連絡設備（発電所内）</p> <p>原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の人に操作、作業、退避の指示、事故対策のための集合等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる設備及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び通信設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p>	<p>①-1 (P2 へ) ①-3 (P5 から) ①-5 (P5から)</p>

【「等」の解説】
「制御室等」の指す内容は制御室の他、現場などであり、添付書類の説明書で示すため。

【許可からの変更点】
「制御室等」について、当該記載が示す連絡元を明確にした。

【許可からの変更点】
「ブザー鳴動等」の指す内容はブザー鳴動の他自動音声であり、添付書類の説明書で示すため。

【「等」の解説】
「操作、作業又は退避の指示等」の指す内容は操作、作業又は避難の指示の他、作業完了連絡などであり、添付書類の説明書で示すため。

【許可からの変更点】
語尾の記載統一のため「設置する設計とする」に修正。（以下同じ）

【凡例】
下線：基本設計方針に記載する事項(丸数字で紐づけ)
波線：基本設計方針と許可の記載の内容変更部分
灰色ハッチング：基本設計方針に記載しない事項
黄色ハッチング：発電炉設工認と基本設計方針の記載内容が一致する箇所
紫字：S A設備に関する記載（比較対象外箇所）
□：発電炉との差異の理由 □：許可からの変更点等

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十三条（通信連絡設備等）（2 / 7）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 警報装置として設ける設備について対象を明確にするため追記。</p>	<p>警報装置として十分な数量のページング装置並びに多様性を備えた所内通信連絡設備として十分な数量のページング装置及び所内携帯電話を設置する設計とする。①-2, 3</p> <p>所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話は、再処理施設と共用する。④-1</p> <p>共用する所内通信連絡設備は、同一の端末を使用する設計又は十分な容量を確保する設計とすることで、共用によって廃棄物管理施設の安全性を損なわない設計とする。④-2, 3</p>	<p>(双方の記載) <不一致の理由> 発電炉、廃棄物管理施設では、廃棄物管理施設にて必要となる所内通信連絡設備と発電炉にて必要となる所内通信連絡設備が異なるため。 数量については、事業変更許可申請書本文で一式として示しているため添付書類に記載する。</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 廃棄物管理施設においては、緊急時対策所を設置する規則要求がなく、廃棄物管理施設にて必要となる所内通信連絡設備が発電炉と異なるため。</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 発電炉と廃棄物管理施設では、所内通信連絡設備の非常用所内電源又は無停電電源への接続に係る規則要求が異なるため。</p>		<p>警報装置として、十分な数量の警報装置の機能を有する送受話器（ページング）及び多様性を確保した通信設備（発電所内）として、十分な数量の送受話器（ページング）、電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS 端末及び FAX）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））、衛星電話設備（固定型）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））、衛星電話設備（携帯型）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））、無線連絡設備（固定型）、無線連絡設備（携帯型）及び携行型有線通話装置を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）として、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p> <p>警報装置、通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、非常用所内電源又は無停電電源（蓄電池を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p><i>（重大事故等対処施設の記載については、廃棄物管理施設では重大事故が発生しないため、省略する）</i></p> <p>通信連絡設備のうち衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）、電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS 端末及び FAX）、テレビ会議システム（社内）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP 電話及び IP-FAX）、加入電話設備（加入電話及び加入 FAX）及び専用電話設備（ホットライン）（地方公共団体向）は、東海発電所と共用とするが、東海第二発電所及び東海発電所に係る通信・通話に必要な仕様を満足する設計とすることで、安全性を損なわない設計とする。</p>	<p>①-2 (P1 から) ①-3 (P5 から)</p> <p>①(P4) から ④-1 (P6 から) ④-2 (P6 から) ④-3 (P6 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十三条（通信連絡設備等）（3 / 7）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>2 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、通信連絡設備が設けられていなければならない。②, ③</p> <p>【許可からの変更点】 「廃棄物管理施設外の国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生」以外には通信連絡内容がないことから、等を削除した。</p> <p>【「等」の解説】 「輻輳等」の指す内容は回線輻輳、機器単一故障などであり、添付書類の説明書で示すため、当該箇所では許可の記載を用いた。</p> <p>【許可からの変更点】 専用通信回線の容量に関する設計方針は、事業指定基準規則第19条の解釈に記載されている「輻輳等による制限を受けることなく使用できる」という要求を踏まえ、詳細設計方針として記載。</p>	<p>5.4.3.2 通信連絡設備（事業所外） 廃棄物管理施設には、安全設計上想定される事故が発生した場合において、廃棄物管理施設外の国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故に係る通信連絡を音声により行うことができる所外通信連絡設備として、一般加入電話及び衛星携帯電話を設置する設計とする。②-2, 3</p> <p>所外通信連絡設備については、有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を備えた構成の回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用可能な設計とする。また、通信回線の容量は通話に必要な容量に対し十分な余裕を確保した設計とする。③-2, 3</p>	<p>廃棄物管理施設には、安全設計上想定される事故が発生した場合において、廃棄物管理施設外の国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る通信連絡を音声により行うことができる所外通信連絡設備を設ける設計とする。②-2</p> <p>(双方の記載) <不一致の理由> 発電炉、廃棄物管理施設では、廃棄物管理施設にて必要となる連絡先及び所外通信連絡設備と発電炉にて必要となる連絡先及び所外通信連絡設備が異なるため。 また、廃棄物管理施設には保管する通信連絡設備が無い。また、数量については、事業変更許可申請書本文で一式として示しているため添付書類に記載する。</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 廃棄物管理施設においては、緊急時対策支援システム（ERSS）へのデータ伝送の規則要求が無く、廃棄物管理施設にて必要となる所外通信連絡設備が発電炉と異なるため。</p> <p>所外通信連絡設備については、有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を備えた構成の回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用可能な設計とする。③-2</p> <p>(双方の記載) <不一致の理由> 発電炉、廃棄物管理施設では、廃棄物管理施設においては、緊急時対策支援システム（ERSS）へのデータ伝送の規則要求が無く、廃棄物管理施設にて必要となる所外通信連絡設備が発電炉と異なるため。</p>	<p>第2項について 廃棄物管理施設には、安全設計上想定される事故が発生した場合において、廃棄物管理施設外の国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る通信連絡を音声により行うことができる設備として、所外通信連絡設備を設ける設計とする。◇</p> <p>所外通信連絡設備は、有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を備えた構成の回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。◇</p>	<p>4.2 通信連絡設備（発電所外） 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店（東京）、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信設備（発電所外）として、十分な数量の電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS 端末及びFAX）、テレビ会議システム（社内）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。）、加入電話設備（加入電話及び加入FAX）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。）、専用電話設備（専用電話（ホットライン）（地方公共団体向））（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。）、衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP 電話及びIP-FAX）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）として、データ伝送設備を設置する設計とする。</p> <p>通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系、無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の通信回線に接続する。電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS 端末及びFAX）、テレビ会議システム（社内）、専用電話設備（専用電話（ホットライン）（地方公共団体向））、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP 電話及びIP-FAX）及びデータ伝送設備は、専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。また、これらの専用通信回線の容量は通話及びデータ伝送に必要な容量に対し十分な余裕を確保した設計とする。</p>	<p>②-3（P5 から）</p> <p>③-3（P5 から）</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十三条（通信連絡設備等）（4 / 7）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 発電炉と廃棄物管理施設では、所外通信連絡設備の非常用所内電源又は無停電電源への接続に係る規則要求が異なるため。</p>		<p>通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、非常用所内電源又は無停電電源（蓄電池を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合において、データ伝送設備は、基準地震動Ssによる地震力に対し、地震時及び地震後においても、緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送する機能を保持するため、固縛又は固定による転倒防止措置等を実施するとともに、信号ケーブル及び電源ケーブルは、耐震性を有する電線管等の電路に敷設する設計とする。</p> <p><i>（重大事故等対処施設の記載については、廃棄物管理施設では重大事故が発生しないため、省略する）</i></p>	
		<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 廃棄物管理施設では、緊急時対策支援システム（ERSS）へのデータ伝送の規則要求が無く、廃棄物管理施設にて必要となる所外通信連絡設備が発電炉と異なるため。</p>			
		<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 廃棄物管理施設における所外通信連絡設備は、他の原子力施設と共用する設計としていないため。</p>		<p>通信連絡設備のうち衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）、電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）、テレビ会議システム（社内）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）、加入電話設備（加入電話及び加入FAX）及び専用電話設備（ホットライン）（地方公共団体向）は、東海発電所と共用とするが、東海第二発電所及び東海発電所に係る通信・通話に必要な仕様を満足する設計とすることで、安全性を損なわない設計とする。</p>	<p>①(P2)へ</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十三条（通信連絡設備等）（5 / 7）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>ト. その他廃棄物管理設備の附属施設の構造及び設備 (6) その他の主要な事項 (iii) 通信連絡設備 通信連絡設備は、警報装置、所内通信連絡設備及び所外通信連絡設備から構成する。①-4, ②-4 廃棄物管理施設には、安全設計上想定される事故が発生した場合において廃棄物管理施設内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声により行うことができる所内通信連絡設備として、ページング装置（警報装置含む。）及び所内携帯電話を設ける設計とする。①-3 所内通信連絡設備は、有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を備えた設計とする。1-⑤ 廃棄物管理施設には、安全設計上想定される事故が発生した場合において、廃棄物管理施設外の国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る通信連絡を音声により行うことができる所外通信連絡設備として、一般加入電話及び衛星携帯電話を設ける設計とする。②-3 所外通信連絡設備については、有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を備えた構成の回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用可能な設計とする。③-3</p> <p>所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話は、再処理施設と共用する。④-1 共用する所内通信連絡設備は、共用によって廃棄物管理施設の安全性を損なわない設計とする。④-2 通信連絡設備の一覧を以下に示す。②</p> <p>(a) 所内通信連絡設備 ページング装置（警報装置を含む。） （再処理施設と共用） 1式 所内携帯電話</p>	<p>7.5 その他設備 7.5.4 通信連絡設備 7.5.4.1 概要 安全設計上想定される事故が発生した場合において、廃棄物管理施設内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡ができるよう、警報装置及び通信方式の多様性を備えた通信連絡設備を設置する。 ◇ 廃棄物管理施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、通信方式の多様性を備えた構成の回線に接続する。◇ 通信連絡設備の一部は、再処理施設と共用する。◇ 通信連絡設備の一部の供給電源は、再処理施設の電気設備を共用する。◇</p> <p>7.5.4.2 設計方針 (1) 安全設計上想定される事故が発生した場合において、廃棄物管理施設内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声により行うことができる設備として、警報装置及び所内通信連絡設備を設ける設計とする。◇ (2) 所内通信連絡設備は、有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を備えた設計とする。◇ (3) 安全設計上想定される事故が発生した場合において、制御室から廃棄物管理施設外の必要箇所へ事故の発生等に係る通信連絡を音声により行うことができる設備として、所外通信連絡設備を設ける設計とする。◇ (4) 所外通信連絡設備は、有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を備えた構成の回線に接続することで、輻輳等による制限を受けない設計とする。◇ (5) 本設備のうち再処理施設と共用する所内通信連絡設備は、同一の端末を使用する設計又は十分な容量を確保する設計とすることで、共用によって廃棄物管理施設の安全性を損なわない設計とする。④-3</p>		<p>①-3 (P1 および P2 へ)</p> <p>①-5 (P1 へ)</p> <p>②-2 (P3 へ)</p> <p>③-3 (P3 へ)</p> <p>④-1 (P2 へ)</p> <p>④-2 (P2 へ)</p> <p>④-3 (P2 へ)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十三条（通信連絡設備等）（6 / 7）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>(再処理施設と共用) 1式</p> <p>(b) 所外通信連絡設備</p> <p>一般加入電話 1式</p> <p>衛星携帯電話 1式</p>	<p>7.5.4.3 主要設備の仕様</p> <p>通信連絡設備の主要設備の仕様を第7.5-4表に示す。◇</p> <p>7.5.4.4 主要設備</p> <p>本設備は、警報装置、所内通信連絡設備及び所外通信連絡設備から構成する。◇</p> <p>(1) 警報装置及び所内通信連絡設備安全設計上想定される事故が発生した場合において、廃棄物管理施設内の従事者等に必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声により行うことができる設備として、ページング装置及び所内携帯電話を設置する。◇</p> <p>所内通信連絡設備は、有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を備えた構成の回線に接続する設計とする。◇</p> <p>ページング装置及び所内携帯電話は、再処理施設と共用する。◇</p> <p>(2) 所外通信連絡設備</p> <p>安全設計上想定される事故が発生した場合において、廃棄物管理施設外の国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声により行うことができる設備として、一般加入電話及び衛星携帯電話を設置する。◇</p> <p>所外通信連絡設備は、有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を備えた構成の回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。◇</p> <p>所外通信連絡設備は、定期的に点検を行うことにより、回線の状態を監視し、常時使用できることを確認する。◇</p> <p>7.5.4.5 試験検査</p> <p>警報装置、所内通信連絡設備及び所外通信連絡設備は、その健全性及び能力を確認するため、運転中又は停止中に、機能、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。◇</p> <p>7.5.4.6 手順等</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第二十三条（通信連絡設備等）（7 / 7）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>通信連絡設備については、以下の内容を含む手順を定め、適切な管理を行う。</p> <p>(1) 通信連絡設備の操作については、あらかじめ手順を整備し、的確に実施する。</p> <p>(2) 所外通信連絡設備については、通信が正常に行われていることを確認するため、定期的に点検を行うとともに、異常時の対応に関する手順を整備する。</p> <p>(3) 社内外の関係先へ、的確、かつ、迅速に通報連絡ができるよう、原子力防災訓練等を定期的実施する。</p> <p>◇</p>		

設工認申請書 各条文の設計の考え方

第二十三条（通信連絡設備等）					
1. 技術基準の条文，解釈への適合に関する考え方					
No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方（理由）	項・号	解釈	添付書類
①	通信連絡設備（事業所内）に関する設計方針	技術基準の要求を受けている内容	1項	—	a
②	通信連絡設備（事業所外）に関する設計方針	技術基準の要求を受けている内容	2項	—	a
③	通信連絡設備（事業所内外）の通信回線に関する設計方針	技術基準の要求を受けている内容	1項 2項	—	a
④	他条文からの要求による記載（安全機能を有する施設）	第12条「安全機能を有する施設」共用に係る要求を受けている内容	— (12条3項)	—	b
2. 事業変更許可申請書の本文のうち，基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方			添付書類
①	安全避難通路に係る記載	安全避難通路については、第3項にて記載する。			—
②	通信連絡設備の数量に係る記載	通信連絡設備の数量については、基本設計方針ではなく添付書類にて明確化する。			a
3. 事業変更許可申請書の添六のうち，基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方			添付書類
◇	重複記載	事業許可変更申請書本文内又は添付書類の記載と重複する内容である。			—
◇	他条文で展開する事項（第12条）	第12条「安全機能を有する施設」にて，説明する内容のため記載しない。			b
◇	手順等	保安規定に定めて管理するため，記載しない。			—
4. 添付書類等					
No.	書類名				
a	IV-1-1-5 通信連絡設備に関する説明書				
b	IV-1-1-2 安全機能を有する施設が使用される条件の下における健全性に関する説明書				

別紙 2

基本設計方針を踏まえた添付書類の
記載及び申請回次の展開

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	仕様表	添付書類 構成	添付書類 説明内容
1	第2章 個別項目 5. その他廃棄物管理施設の設備 5.4 その他設備 5.4.3 通信連絡設備等 通信連絡設備の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「2. 地震」「3. 自然現象等」、「5. 火災等による損傷の防止」及び「7. 設備に対する要求」に基づくものとする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—
2	通信連絡設備は、警報装置、所内通信連絡設備及び所外通信連絡設備から構成する。	設置要求	その他廃棄物管理施設の設備（通信連絡設備）	基本方針	—		
3	5.4.3.1 通信連絡設備（事業所内） 廃棄物管理施設には、安全設計上想定される事故が発生した場合において、中央制御室及び現場から廃棄物管理施設内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動及び自動音声により行うことができる装置並びに音声により行うことができる設備として、警報装置及び有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を備えた所内通信連絡設備を設置する設計とする。	設置要求	その他廃棄物管理施設の設備（通信連絡設備）	基本方針 設計方針	—	Ⅲ-1-1-7 通信連絡設備に関する説明書 1. 概要 2. 基本方針 2.1 通信連絡設備（廃棄物管理施設内） 3. 施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備（廃棄物管理施設内） 3.1.1 ページング装置 3.1.2 所内携帯電話	【2.2 通信連絡設備（廃棄物管理施設外）】 ・安全設計上想定される事故が発生した場合において、制御室から廃棄物管理施設外の必要箇所へ事故の発生等に係る通信連絡を音声により行うことができる設備として、所外通信連絡設備を設ける設計とする。 ・所外通信連絡設備は、有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を備えた構成の回線に接続することで、輻輳等による制限を受けることのない設計とする。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	仕様表	添付書類 構成	添付書類 説明内容
4	警報装置として十分な数量のページング装置並びに多様性を備えた所内通信連絡設備として十分な数量のページング装置及び所内携帯電話を設置する設計とする	設置要求	その他廃棄物管理施設の設備 (通信連絡設備)	設計方針	—	<p>III-1-1-7 通信連絡設備に関する説明書</p> <p>1. 概要 2. 基本方針 2.1 通信連絡設備 (廃棄物管理施設内) 3. 施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備 (廃棄物管理施設内) 3.1.1 ページング装置 3.1.2 所内携帯電話 3.2 通信連絡設備 (廃棄物管理施設外) 3.2.1 一般加入電話 3.2.2 衛星電話</p>	<p>【2.2 通信連絡設備 (廃棄物管理施設外)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全設計上想定される事故が発生した場合において、制御室から廃棄物管理施設外の必要箇所へ事故の発生等に係る通信連絡を音声により行うことができる設備として、所外通信連絡設備を設ける設計とする。 ・所外通信連絡設備は、有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を備えた構成の回線に接続することで、輻輳等による制限を受けることのない設計とする。
5	所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話は、再処理施設と共用する。	機能要求①	その他廃棄物管理施設の設備 (通信連絡設備)	設計方針 (共用)	—	<p>IV-1-1-2 安全機能を有する施設が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>1. 概要 2. 基本方針 (3) 共用 3. 廃棄物管理施設と他施設との共用 (1) 共用設備の抽出 3.1 安全機能を有する施設の共用 (5) 通信連絡設備 (a) 共用する設備、機器等の概要と状況 a. 所内通信連絡設備 (b) 共用による安全性への影響 a. 所内通信連絡設備</p>	<p>【2. 基本方針】</p> <p>【(3) 共用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全機能を有する施設のうち、他の原子力施設と共用するものは、共用によって廃棄物管理施設の安全性を損なうことのない設計とする。 ・安全上重要な施設は他の原子力施設と共用しない。 <p>【3. 廃棄物管理施設と他施設との共用】</p> <p>【(1) 共用設備の抽出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物管理施設の中から他施設と共用する建物・構築物並びに施設、設備、系及び機器を第3-1図に示す抽出フローに従って抽出した。 ・抽出した対象設備の一覧を第3-1表(1)及び(2)に示す。 <p>【3.1 安全機能を有する施設の共用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抽出した設備について、他施設との共用によって廃棄物管理施設の安全性を損なわないことを確認した。 <p>【(5) 通信連絡設備】</p> <p>【(a) 共用する設備、機器等の概要と状況】</p> <p>【a. 所内通信連絡設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話は、廃棄物管理施設及び再処理施設で同じ設備を使用することから、再処理施設と共用する。 ・所内通信連絡設備の系統図は添付書類「IV-1-1-5 通信連絡設備に関する説明書」に示す。 ・また、所内通信連絡設備の一部の供給電源は、再処理施設の電気設備を共用する。 <p>【(b) 共用による安全性への影響】</p> <p>【a. 所内通信連絡設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共用する所内通信連絡設備は、同一の端末を使用する設計又は十分な容量を確保することで、共用によって廃棄物管理施設の安全性を損なわない。
6	共用する所内通信連絡設備は、同一の端末を使用する設計又は十分な容量を確保する設計とすることで、共用によって廃棄物管理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	その他廃棄物管理施設の設備 (通信連絡設備)	設計方針 (共用)	—		<p>【(b) 共用による安全性への影響】</p> <p>【a. 所内通信連絡設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共用する所内通信連絡設備は、同一の端末を使用する設計又は十分な容量を確保することで、共用によって廃棄物管理施設の安全性を損なわない。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	仕様表	添付書類 構成	添付書類 説明内容
7	<p>5.4.3.2 通信連絡設備（事業所外） 廃棄物管理施設には、安全設計上想定される事故が発生した場合において、廃棄物管理施設外の国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故に係る通信連絡を音声により行うことができる所外通信連絡設備として、一般加入電話及び衛星携帯電話を設置する設計とする。</p>	設置要求	その他廃棄物管理施設の設備（通信連絡設備）	基本方針設計方針	—	<p>III-1-1-7 通信連絡設備に関する説明書</p> <p>3.2 通信連絡設備（廃棄物管理施設外） 3.2.1 一般加入電話 3.2.2 衛星電話</p>	<p>【3.2 通信連絡設備（廃棄物管理施設外）】 ・安全設計上想定される事故が発生した場合において、廃棄物管理施設外の国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声により行うことができる設備として、第3.2-1表に示す一般加入電話及び衛星携帯電話を設置する。 ・所外通信連絡設備は、第3.2-2表に示す有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を備えた構成の回線に接続し、災害時優先回線を用いた一般加入電話又は衛星回線を用いた衛星携帯電話を使用することにより、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>【3.2.1 一般加入電話】 ・廃棄物管理施設と国、地方公共団体その他関係機関等の必要箇所との間で通信連絡を行うために、通信事業者が提供する回線（有線回線）による一般加入電話を設置する。一般加入電話は、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できるよう、災害時優先回線を用いる。</p> <p>【3.2.2 衛星携帯電話】 ・廃棄物管理施設と国、地方公共団体その他関係機関等の必要箇所との間で通信連絡を行うために、通信事業者が提供する回線（衛星回線）による衛星携帯電話を設置する。</p>
8	<p>所外通信連絡設備については、有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を備えた構成の回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用可能な設計とする。また、通信回線の容量は通話に必要な容量に対し十分な余裕を確保した設計とする。</p>	設置要求	その他廃棄物管理施設の設備（通信連絡設備）	基本方針設計方針	—		

別紙 3

基本設計方針の添付書類への展開

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先(小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項	
3	5.4.3.1 通信連絡設備(事業所内) 廃棄物管理施設には、安全設計上想定される事故が発生した場合において、中央制御室及び現場から廃棄物管理施設内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動及び自動音声により行うことができる装置並びに音声により行うことができる設備として、警報装置及び有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を備えた所内通信連絡設備を設置する設計とする。	設置要求	その他廃棄物管理施設の設備(通信連絡設備)	基本方針		1.概要 2.基本方針 2.1 通信連絡設備(廃棄物管理施設内)	【2.1 通信連絡設備(廃棄物管理施設内)】 ・安全設計上想定される事故が発生した場合において、中央制御室及び現場から廃棄物管理施設内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動及び自動音声により行うことができるよう、警報装置、有線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した所内通信連絡設備を設置する。	-
7	5.4.3.2 通信連絡設備(事業所外) 廃棄物管理施設には、安全設計上想定される事故が発生した場合において、廃棄物管理施設外の国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故に係る通信連絡を音声により行うことができる所外通信連絡設備として、一般加入電話及び衛星携帯電話を設置する設計とする。	設置要求	その他廃棄物管理施設の設備(通信連絡設備)	基本方針		1.概要 2.基本方針 2.2 通信連絡設備(廃棄物管理施設外)	【2.2 通信連絡設備(廃棄物管理施設外)】 ・安全設計上想定される事故が発生した場合において、廃棄物管理施設外の国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故に係る通信連絡を音声により行うことができるよう、所外通信連絡設備を設置する。 ・所外通信連絡設備は、有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を備えた構成の回線に接続することで、輻輳等による制限を受けることのない設計とする。	-
8	所外通信連絡設備については、有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を備えた構成の回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用可能な設計とする。また、通信回線の容量は通話に必要な容量に対し十分な余裕を確保した設計とする。	設置要求	その他廃棄物管理施設の設備(通信連絡設備)	基本方針				
3	5.4.3.1 通信連絡設備(事業所内) 廃棄物管理施設には、安全設計上想定される事故が発生した場合において、中央制御室及び現場から廃棄物管理施設内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動及び自動音声により行うことができる装置並びに音声により行うことができる設備として、警報装置及び有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を備えた所内通信連絡設備を設置する設計とする。	設置要求	その他廃棄物管理施設の設備(通信連絡設備)	設計方針	III-1-1-7 通信連絡設備に関する説明書	3.施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備(廃棄物管理施設内) 3.1.1 ページング装置 3.1.2 所内携帯電話	【3.1 所内通信連絡設備】 ・安全設計上想定される事故が発生した場合において、制御室及び現場から廃棄物管理施設内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動及び自動音声により行うことができる装置並びに音声により行うことができる設備として、第1表に示す警報装置及び有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した所内通信連絡設備を設置する。 ・所内通信連絡設備は、再処理施設と共用する設計とし、各設備の共用の区分を表1に示す。 【3.1.1 ページング装置】 ・制御室から廃棄物管理施設内の各所の者に操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動、自動音声及び音声により行うために、ページング装置を設置する。ページング装置は、マイク操作器及びスピーカから構成される。 ・指示は、制御室に設置するマイク操作器を使用し、スピーカにて音声により行うことができる設計とする。また、制御室から廃棄物管理施設内へブザー鳴動及び自動音声による警報を行うことができる設計とする。 【3.1.2 所内携帯電話】 ・制御室及び屋内外の作業場所との間で通信連絡を音声により行うために、所内携帯電話を設置する。	【通信連絡設備の一覧】 所内通信連絡設備について、一覧表にて個数、通信方式等の仕様を補足説明する。 ・【補足通1】通信連絡設備の一覧
4	警報装置として十分な数量のページング装置並びに多様性を備えた所内通信連絡設備として十分な数量のページング装置及び所内携帯電話を設置する設計とする。	設置要求	その他廃棄物管理施設の設備(通信連絡設備)	設計方針				
7	5.4.3.2 通信連絡設備(事業所外) 廃棄物管理施設には、安全設計上想定される事故が発生した場合において、廃棄物管理施設外の国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故に係る通信連絡を音声により行うことができる所外通信連絡設備として、一般加入電話及び衛星携帯電話を設置する設計とする。	設置要求	その他廃棄物管理施設の設備(通信連絡設備)	設計方針		3.施設の詳細設計方針 3.2 通信連絡設備(廃棄物管理施設外) 3.2.1 一般加入電話 3.2.2 衛星携帯電話	【3.2 通信連絡設備(廃棄物管理施設外)】 ・安全設計上想定される事故が発生した場合において、廃棄物管理施設外の国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故に係る通信連絡を音声により行うことができる設備として、第4表に示す一般加入電話及び衛星携帯電話を設置する。 ・所外通信連絡設備については、表5に示す通り、有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の通信回線に接続する。 【3.2.1 一般加入電話】 ・制御室と国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を音声により行うために、通信事業者が提供する回線(有線回線)に接続する一般加入電話を設置する。 【3.2.2 衛星携帯電話】 ・制御室と国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を音声により行うために、通信事業者が提供する回線(衛星回線)による衛星携帯電話を設置する。	【通信連絡設備の一覧】 所外通信連絡設備について、一覧表にて個数、通信方式等の仕様を補足説明する。 ・【補足通1】通信連絡設備の一覧
8	所外通信連絡設備については、有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を備えた構成の回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用可能な設計とする。また、通信回線の容量は通話に必要な容量に対し十分な余裕を確保した設計とする。	設置要求	その他廃棄物管理施設の設備(通信連絡設備)	設計方針				【多様性を確保した通信回線】 所外通信連絡設備が接続する多様性を確保した通信回線及び通信連絡設備の容量について補足説明する。 ・【補足通2】多様性を確保した通信回線
5	所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話は、再処理施設と共用する。	機能要求①	その他廃棄物管理施設の設備(通信連絡設備)	設計方針(共用)	III-1-1-4 安全機能を有する施設が使用される条件の下における健全性に関する説明書	1.概要 2.基本方針 (3) 共用 3.廃棄物管理施設と他施設との共用 (1) 共用設備の抽出 3.1 安全機能を有する施設との共用 (5) 通信連絡設備 (a) 共用する設備、機器等の概要と状況 a. 所内通信連絡設備 (b) 共用による安全性への影響 a. 所内通信連絡設備	【2. 基本方針】 【(3) 共用】 ・安全機能を有する施設のうち、他の原子力施設と共用するものは、共用によって廃棄物管理施設の安全性を損なうことのない設計とする。 ・安全上重要な施設は他の原子力施設と共用しない。 【3. 廃棄物管理施設と他施設との共用】 【(1) 共用設備の抽出】 ・廃棄物管理施設の中から他施設と共用する建物・構築物並びに施設、設備、系及び機器を第3-1図に示す抽出フローに従って抽出した。 ・抽出した対象設備の一覧を第3-1表(1)及び(2)に示す。 【3.1 安全機能を有する施設との共用】 ・抽出した設備について、他施設との共用によって廃棄物管理施設の安全性を損なわないことを確認した。 【(5) 通信連絡設備】 【(a) 共用する設備、機器等の概要と状況】 【a. 所内通信連絡設備】 ・所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話は、廃棄物管理施設及び再処理施設で同じ設備を使用することから、再処理施設と共用する。 ・所内通信連絡設備の系統図は添付書類「所内通信連絡設備に関する説明書IV-1-1-5 通信連絡設備に関する説明書」に示す。 ・また、所内通信連絡設備の一部の供給電源は、再処理施設の電気設備を共用する。 【(b) 共用による安全性への影響】 【a. 所内通信連絡設備】 ・共用する所内通信連絡設備は、同一の端末を使用する設計又は十分な容量を確保することで、共用によって廃棄物管理施設の安全性を損なわない。	-
6	共用する所内通信連絡設備は、同一の端末を使用する設計又は十分な容量を確保する設計とすることで、共用によって廃棄物管理施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	その他廃棄物管理施設の設備(通信連絡設備)	設計方針(共用)				-

廃棄物目次								廃棄物添付書類構成案	記載概要	補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			
1.								概要	—	—
2.								基本方針	—	—
	2.1							通信連絡設備（廃棄物管理施設内）	<p>【2.1 通信連絡設備（廃棄物管理施設内）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全設計上想定される事故が発生した場合において、中央制御室及び現場から廃棄物管理施設内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示、作業完了時の連絡、異常発見報告（以下、「必要な操作、作業又は退避の指示等」という。）の連絡をブザー鳴動、自動音声又は音声により行うことができるよう、警報装置、有線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した所内通信連絡設備を設置する。 	—
	2.2							通信連絡設備（廃棄物管理施設外）	<p>【2.2 通信連絡設備（廃棄物管理施設外）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全設計上想定される事故が発生した場合において、廃棄物管理施設外の国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故に係る通信連絡を音声により行うことができるよう、所外通信連絡設備を設置する。 所外通信連絡設備は、有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を備えた構成の回線に接続することで、輻輳等による制限を受けることのない設計とする。 	—
3.								施設の詳細設計方針	—	—
	3.1							通信連絡設備（廃棄物管理施設内）	<p>【3.1 通信連絡設備（廃棄物管理施設内）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全設計上想定される事故が発生した場合において、制御室及び現場から廃棄物管理施設内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動及び自動音声により行うことができる装置並びに音声により行うことができる設備として、第1表に示す警報装置及び有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した所内通信連絡設備を設置する。 所内通信連絡設備は、再処理施設と共用する設計とし、各設備の共用の区分を表1に示す。 	<p>【通信連絡設備の一覧】</p> <p>所内通信連絡設備について、一覧表にて個数、通信方式等の仕様を補足説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> [補足通1]通信連絡設備の一覧
		3.1.1						ページング装置	<p>【3.1.1 ページング装置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 制御室から廃棄物管理施設内の各所の者に操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動、自動音声及び音声により行うために、ページング装置を設置する。ページング装置は、マイク操作器及びスピーカから構成される。 指示は、制御室に設置するマイク操作器を使用し、スピーカにて音声により行うことができる設計とする。また、制御室から廃棄物管理施設内へブザー鳴動及び自動音声による警報を行うことができる設計とする。 	<p>【通信連絡設備の一覧】</p> <p>所内通信連絡設備について、一覧表にて個数、通信方式等の仕様を補足説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> [補足通1]通信連絡設備の一覧
		3.1.2						所内携帯電話	<p>【3.1.2 所内携帯電話】</p> <ul style="list-style-type: none"> 制御室及び屋内外の作業場所との間で通信連絡を音声により行うために、所内携帯電話を設置する。 	<p>【通信連絡設備の一覧】</p> <p>所内通信連絡設備について、一覧表にて個数、通信方式等の仕様を補足説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> [補足通1]通信連絡設備の一覧

廃棄物目次								廃棄物添付書類構成案	記載概要	補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			
	3.2							通信連絡設備（廃棄物管理施設外）	<p>【3.2 通信連絡設備（再処理事業所外）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全設計上想定される事故が発生した場合において、廃棄物管理施設外の国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故に係る通信連絡を音声により行うことができる設備として、第4表に示す一般加入電話及び衛星携帯電話を設置する。 ・所外通信連絡設備については、表5に示す通り、有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の通信回線に接続する。 	<p>【通信連絡設備の一覧】</p> <p>所内通信連絡設備について、一覧表にて個数、通信方式等の仕様を補足説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・[補足通1]通信連絡設備の一覧 <p>【多様性を確保した通信回線】</p> <p>所外通信連絡設備が接続する多様性を確保した通信回線及び通信連絡設備の容量について補足説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・[補足通2]多様性を確保した通信回路
		3.2.1						一般加入電話	<p>【3.2.1 一般加入電話】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制御室と国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を音声により行うために、通信事業者が提供する回線（有線回線）に接続する一般加入電話を設置する。 	<p>【通信連絡設備の一覧】</p> <p>所内通信連絡設備について、一覧表にて個数、通信方式等の仕様を補足説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・[補足通1]通信連絡設備の一覧 <p>【多様性を確保した通信回線】</p> <p>所外通信連絡設備が接続する多様性を確保した通信回線及び通信連絡設備の容量について補足説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・[補足通2]多様性を確保した通信回路
		3.2.2						衛星携帯電話	<p>【3.2.2 衛星携帯電話】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制御室と国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を音声により行うために、通信事業者が提供する回線（衛星回線）による衛星携帯電話を設置する。 	<p>【通信連絡設備の一覧】</p> <p>所内通信連絡設備について、一覧表にて個数、通信方式等の仕様を補足説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・[補足通1]通信連絡設備の一覧 <p>【多様性を確保した通信回線】</p> <p>所外通信連絡設備が接続する多様性を確保した通信回線及び通信連絡設備の容量について補足説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・[補足通2]多様性を確保した通信回路

別紙4

添付書類の発電炉との比較

発電炉工認－廃棄物管理施設設工認 記載比較
 【Ⅲ-1-1-7 通信連絡設備に関する説明書】(1/22)

発電炉	廃棄物管理施設	備考
<p>1. 概要 本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」第46条、第47条第4項及び第5項、第76条、第77条並びにそれらの「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」に基づく通信連絡設備について説明するものである。</p> <p>2. 基本方針 2.1 通信連絡設備（発電所内） 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋、作業場所等の建屋内外各所の人に操作、作業、退避の指示、<u>事故対策のための集合等の連絡をブザー鳴動、サイレン及び音声により行うことができるよう、警報装置、多様性を確保した通信設備（発電所内）及び緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）</u>を設置又は保管する。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>【凡例】</p> <p><u>下線</u>：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラントの違いによらない記載内容の差異 ・章立ての違いによる記載位置の違いによる差異 <p><u>二重下線</u>：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント固有の事項による記載内容の差異 </div>	<p>1. 概要 本資料は、「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」第23条に基づく通信連絡設備について説明するものである。</p> <p>2. 基本方針 2.1 通信連絡設備（廃棄物管理施設内） 安全設計上想定される事故が発生した場合において、中央制御室及び現場から廃棄物管理施設内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示、<u>作業完了時の連絡、異常発見報告（以下、「必要な操作、作業又は退避の指示等」という。）の連絡をブザー鳴動、自動音声又は音声により行うことができるよう、警報装置、有線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した所内通信連絡設備を設置する。</u></p>	<p>連絡内容及び連絡手段の差異のため、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p> <p>設備構成の差異のため、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉工認－廃棄物管理施設設工認 記載比較
 【Ⅲ-1-1-7 通信連絡設備に関する説明書】(2/22)

発電炉	廃棄物管理施設	備考
<p><u>通信連絡設備（発電所内）は、非常用所内電源又は無停電電源（蓄電池を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</u></p> <p><u>重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故（以下「重大事故等」という。）が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けるとともに、当該設備に代替電源設備から給電が可能な設計とする。</u></p> <p>2.2 通信連絡設備（発電所外） 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の<u>通信連絡をする必要のある場所と通信連絡ができるよう、通信設備（発電所外）及び発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERS S）へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）を設置又は保管する。</u></p> <p>通信連絡設備（発電所外）は、通信方式の多様性を備えた構成の専用通信回線に接続する。</p> <p><u>通信連絡設備（発電所外）は、非常用所内電源又は無停電電源（蓄電池を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計と</u></p>	<p>2.2 通信連絡設備（廃棄物管理施設外） 安全設計上想定される事故が発生した場合において、<u>廃棄物管理施設外の国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故に係る通信連絡を音声により行うことができるよう、所外通信連絡設備を設置する。</u></p> <p>所外通信連絡設備は、有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を備えた構成の回線に接続することで、<u>輻輳等による制限を受けることのない設計とする。</u></p>	<p>発電炉固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>発電炉固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>連絡内容、連絡手段及び設備構成の差異のため、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p> <p>当社固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>発電炉固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉工認－廃棄物管理施設工認 記載比較
【Ⅲ-1-1-7 通信連絡設備に関する説明書】(3/22)

発電炉	廃棄物管理施設	備考
<p><u>する。</u></p> <p><u>重大事故等が発生した場合において、発電所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けるとともに、当該設備に代替電源設備から給電が可能な設計とする。</u></p> <p>3. 施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備（発電所内） 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋、作業場所等の建屋内外各所の人に操作、作業、退避の指示、<u>事故対策のための集合等の連絡をブザー鳴動、サイレン及び音声により行うことができる設備並びに音声及びFAXにより行うことができる設備として</u>、表1に示す警報装置及び多様性を確保した通信設備（発電所内）を設置又は保管する。</p> <p>警報装置として送受話器（ページング）及び多様性を確保した通信設備（発電所内）として送受話器（ページング）、電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）、無線連絡設備（固定型）、無線連絡設備（携帯型）、携行型有線通話装置、衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（携帯型）を設置又は保管する。</p>	<p>3. 施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備（廃棄物管理施設内） 安全設計上想定される事故が発生した場合において、制御室及び現場から廃棄物管理施設内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動及び自動音声により行うことができる装置並びに音声により行うことができる設備として、第1表に示す警報装置及び有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した所内通信連絡設備を設置する。</p> <p>警報装置としてページング装置を、多様性を確保した所内通信連絡設備としてページング装置及び所内携帯電話を設置する。</p>	<p>い。</p> <p>発電炉固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>連絡内容及び連絡手段の差異のため、記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉工認－廃棄物管理施設設工認 記載比較
【Ⅲ-1-1-7 通信連絡設備に関する説明書】(4/22)

発電炉	廃棄物管理施設	備考
<p><u>緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）として、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する。安全パラメータ表示システム（SPDS）は、計測制御系統施設の計測装置及び緊急時対策所の設備で兼用する。</u></p> <p>通信連絡設備（発電所内）の一部は、東海発電所及び東海第二発電所で共用する設計とし、各設備の共用の区分を表1に示す。</p> <p><u>警報装置、通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、図1に示すとおり非常用所内電源又は無停電電源（蓄電池を含む。）に接続又は充電電池若しくは乾電池を使用し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</u></p> <p><u>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所内）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するために必要な通信設備（発電所内）として、表1に示す必要な数量の衛星電話設備（固定型）及び携行型有線通話装置を中央制御室及び緊急時対策所内に設置又は保管し、衛星電</u></p>	<p>所内通信連絡設備は、再処理施設と共用する設計とし、各設備の共用の区分を表1に示す。</p>	<p>発電炉固有の設備に係る設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>発電炉固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>発電炉固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉工認－廃棄物管理施設設工認 記載比較
【Ⅲ-1-1-7 通信連絡設備に関する説明書】(5/22)

発電炉	廃棄物管理施設	備考
<p><u>話設備（携帯型）及び無線連絡設備（携帯型）は、緊急時対策所内に保管する。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</u></p> <p><u>緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）として、安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ伝送装置を中央制御室内に設置し、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置を緊急時対策所建屋内に設置する。</u></p> <p><u>これらの重大事故等が発生した場合に必要な通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、図1に示すとおり代替電源設備である常設代替高圧電源装置、可搬型代替低圧電源車又は緊急時対策所用発電機から給電が可能な設計とする。充電池を使用する通信設備（発電所内）については、別の端末又は予備の充電池と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電池は、代替電源設備からの給電が可能な中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電器を用いて充電することができる設計とする。乾電池を使用する通信設備（発電所内）については、予備の乾電池と交換することにより7日間以上継続して通話ができる設計とする。</u></p>		<p>発電炉固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>発電炉固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉工認－廃棄物管理施設設工認 記載比較
 【Ⅲ-1-1-7 通信連絡設備に関する説明書】(6/22)

発電炉	廃棄物管理施設	備考
<p><u>また、基準地震動による地震力に対し、地震時及び地震後においても、通信連絡に係る機能を保持するため、表 2 に示す固縛又は固定による転倒、横滑り、飛び跳ね及び落下の防止措置（以下「転倒防止措置等」という。）を実施するとともに、信号ケーブル及び電源ケーブルは、耐震性を有する電線管、トレイ及びダクト（以下「電線管等」という。）に敷設する設計とする。</u></p> <p><u>転倒防止措置等については、添付書類「V-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に、耐震性に関する詳細は、添付書類「V-2 耐震性に関する説明書」のうち添付書類「V-2-1 耐震設計の基本方針」に示す。</u></p> <p>3.1.1 送受話器（ページング） 発電所内の建屋内外各所の人に操作，作業，退避の指示，事故対策のための集合等の連絡を行うために，送受話器（ページング）を設置する。送受話器（ページング）は，送受話器（ページング）（ハンドセット）及び送受話器（ページング）（スピーカ）から構成される。</p> <p>指示は，発電所各所に設置する送受話器（ページング）（ハンドセット）を使用し，送受話器（ページング）（スピーカ）にて行うことができる設計とする。また，中央制御室から発電所内へ</p>	<p>3.1.1 ページング装置 制御室から廃棄物管理施設内の各所の者に操作，作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動，自動音声及び音声により行うために，ページング装置を設置する。ページング装置は，マイク操作器及びスピーカから構成される。</p> <p>指示は，制御室に設置するマイク操作器を使用し，スピーカにて音声により行うことができる設計とする。また，制御室から廃棄物管理施設内へブザー鳴動及び自動音声による警報を行うことがで</p>	<p>発電炉固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>発電炉固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉工認－廃棄物管理施設設工認 記載比較
 【Ⅲ-1-1-7 通信連絡設備に関する説明書】(7/22)

発電炉	廃棄物管理施設	備考
<p>ブザー鳴動，サイレン及び音声による警報を行うことができる設計とする。</p> <p><u>発電所の運転及び保守業務に必要なパトロール経路，並びに機器の操作監視に必要な場所で，目につき易く利便性の高い位置に送受話器（ページング）（ハンドセット）を設け，発電所内の建屋内外各所との通信連絡ができる設計とする。</u></p> <p><u>送受話器（ページング）（スピーカ）は，送受話器（ページング）（ハンドセット）の近傍に設置するが，設置場所の暗騒音レベル及び設置環境を考慮して設置する。</u></p> <p><u>送受話器（ページング）は，非常用所内電源及び無停電電源（蓄電池を含む。）に接続し，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</u></p> <p>3.1.2 電力保安通信用電話設備（<u>固定電話機，PHS 端末及びFAX</u>） 中央制御室，緊急時対策所及び屋内外の作業場所との間で相互に通信連絡を行うために，電力保安通信用電話設備（<u>固定電話機，PHS 端末及びFAX</u>）を設置又は保管する。</p> <p><u>電力保安通信用電話設備（固定電話機，PHS</u></p>	<p>きる設計とする。</p> <p>3.1.2 所内携帯電話</p> <p>制御室及び屋内外の作業場所との間で通信連絡を音声により行うために，所内携帯電話を設置する。</p>	<p>設備構成の差異のため，記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p> <p>設備構成の差異のため，記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p> <p>発電炉固有の設計上の考慮であり，新たな論点が生じるものではない。</p> <p>発電炉特有の設備であり，新たな論点が生じるものではない。</p> <p>発電炉固有の設計上の</p>

発電炉工認－廃棄物管理施設設工認 記載比較
【Ⅲ-1-1-7 通信連絡設備に関する説明書】(8/22)

発電炉	廃棄物管理施設	備考
<p><u>端末及びFAX)のうち固定電話機及びFAXは、非常用所内電源及び無停電電源(蓄電池を含む。)に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</u></p> <p><u>また、PHS端末の電源は、充電機を使用し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</u></p> <p><u>3.1.3 無線連絡設備(固定型)及び無線連絡設備(携帯型)</u> <u>中央制御室、緊急時対策所及び屋外の作業場所との間で相互に通信連絡を行うために、無線連絡設備(固定型)及び無線連絡設備(携帯型)を設置又は保管する。</u></p> <p><u>無線連絡設備(固定型)は、非常用所内電源及び無停電電源(蓄電池を含む。)に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。また、無線連絡設備(携帯型)の電源は、充電機を使用し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</u></p> <p><u>重大事故等が発生した場合に使用する無線連絡設備(携帯型)の電源は充電機を使用し、別の端末又は予備の充電機と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電機は、代替電源設</u></p>		<p>考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>発電炉固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>発電炉固有の設備に係る設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉工認－廃棄物管理施設設工認 記載比較
【Ⅲ-1-1-7 通信連絡設備に関する説明書】(9/22)

発電炉	廃棄物管理施設	備考
<p><u>備からの給電が可能な中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電器を用いて充電することができる設計とする。</u></p> <p><u>3.1.4 携行型有線通話装置</u> <u>中央制御室及び屋内の作業場所との間並びに緊急時対策所建屋内で相互に通信連絡を行うために、携行型有線通話装置を保管する。携行型有線通話装置は、端末ごとに決められた組み合わせの中継コードを端末のコネクタに差し込むことにより、容易かつ確実に接続できる設計とする。</u></p> <p><u>携行型有線通話装置の電源は、乾電池を使用し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</u></p> <p><u>重大事故等が発生した場合に使用する携行型有線通話装置の電源は、乾電池を使用し、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。</u></p> <p><u>3.1.5 衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（携帯型）</u> <u>中央制御室、緊急時対策所及び屋外の作業場所との間で相互に通信連絡を行うために、衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（携帯型）を設置又は保管する。</u></p>		<p>発電炉固有の設備に係る設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>発電炉固有の設備に係る設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉工認－廃棄物管理施設設工認 記載比較
 【Ⅲ-1-1-7 通信連絡設備に関する説明書】(10/22)

発電炉	廃棄物管理施設	備考
<p><u>衛星電話設備（固定型）は、図2に示すとおり屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</u></p> <p><u>衛星電話設備（固定型）は、非常用所内電源及び無停電電源（蓄電池を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。また、衛星電話設備（携帯型）の電源は充電池を使用し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</u></p> <p><u>重大事故等が発生した場合に使用する中央制御室に設置する衛星電話設備（固定型）は、非常用交流電源設備である非常用ディーゼル発電機に加えて、常設代替交流電源設備である常設代替高压電源装置又は可搬型代替交流電源設備である可搬型代替低压電源車から給電が可能な設計とし、緊急時対策所に設置する衛星電話設備（固定型）は、非常用交流電源設備である非常用ディーゼル発電機に加えて、緊急時対策所用代替電源設備である緊急時対策所用発電機から給電が可能な設計とする。また、衛星電話設備（携帯型）の電源は、充電池を使用し、別の端末又は予備の充電池と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電池は、代替電源設備からの給電が可能な中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電器を用いて充電することができる設計とする。</u></p>		

発電炉工認－廃棄物管理施設設工認 記載比較
【Ⅲ-1-1-7 通信連絡設備に関する説明書】(11/22)

発電炉	廃棄物管理施設	備考
<p>3.1.6 データ伝送設備（発電所内） <u>原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常及び重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所へ表 3 に示す事故状態等の把握に必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）として、図 3 に示すとおりデータ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する。</u></p> <p><u>安全パラメータ表示システム（SPDS）は、非常用所内電源及び無停電電源（蓄電池を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</u></p> <p><u>重大事故等が発生した場合に使用する安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ伝送装置は、非常用交流電源設備である非常用ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置又は可搬型代替交流電源設備である可搬型代替低圧電源車から給電が可能な設計とする。また、緊急時対策所建屋に設置する緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置は、非常用交流電源設備である非常用ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、緊急時対策所用代替電</u></p>		<p>発電炉固有の設備に係る設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉工認－廃棄物管理施設設工認 記載比較
 【Ⅲ-1-1-7 通信連絡設備に関する説明書】(12/22)

発電炉	廃棄物管理施設	備考
<p><u>源設備である緊急時対策所用発電機から給電が可能な設計とする。</u></p> <p><u>表 3 に示す緊急時対策所へ伝送している，原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常及び重大事故等の対処に必要なパラメータは，耐震性のある S A 監視操作盤，高圧代替注水制御盤等からプラントパラメータを直接収集し，伝送できる設計とする。</u></p> <p>3.2 通信連絡設備（発電所外） 設計基準事故が発生した場合において，発電所外の本店（東京），国，地方公共団体その他関係機関の必要箇所への事故の発生等に係る連絡を音声，F A X 及びテレビ会議により行うことができる通信設備（発電所外）として，表 4 に示す電力保安通信用電話設備（固定電話機，P H S 端末及び F A X），テレビ会議システム（社内），加入電話設備（加入電話及び加入 F A X），専用電話設備（専用電話（ホットライン）（地方公共団体向）），衛星電話設備（固定型），衛星電話設備（携帯型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム，I P 電話及び I P - F A X）を設置又は保管する。また，発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（E R S S）へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）として，<u>データ伝送設備</u>を設置する。通信設備（発電所外）及びデータ</p>	<p>3.2 通信連絡設備（廃棄物管理施設外） 安全設計上想定される事故が発生した場合において，廃棄物管理施設外の国，地方公共団体，その他関係機関等の必要箇所へ事故に係る通信連絡を音声により行うことができる設備として，第 2 表に示す一般加入電話及び衛星携帯電話を設置する。</p> <p>所外通信連絡設備については，第 3 表に示す通</p>	<p>発電炉固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>設備構成の差異のため、記載の差異により</p>

発電炉工認－廃棄物管理施設設工認 記載比較
【Ⅲ-1-1-7 通信連絡設備に関する説明書】(13/22)

発電炉	廃棄物管理施設	備考
<p>伝送設備（発電所外）については、表 5 に示すとおり有線系，無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の通信回線に接続する。</p> <p>電力保安通信用電話設備（固定電話機，PHS 端末及びFAX），テレビ会議システム（社内），専用電話設備（専用電話（ホットライン）（地方公共団体向）），統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム，IP 電話及びIP-FAX）及びデータ伝送設備は，専用通信回線に接続し，輻輳による使用制限又は通信事業者による通信制限を受けることなく常時使用できる設計とする。また，これらの専用通信回線の容量は通話及びデータ伝送に必要な容量に対し十分な余裕を確保した設計とする。</p> <p><u>通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については，図 1 に示すとおり非常用所内電源又は無停電電源（蓄電池を含む。）に接続又は充電池を使用し，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</u></p> <p><u>原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合において，データ伝送設備は，基準地震動による地震力に対し，地震時及び地震後においても，緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送する機能を保持するため，表 2 に示す固縛又は固定</u></p>	<p>り，有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の通信回線に接続する。</p>	<p>新たな論点が生じるものではない。</p> <p>発電炉固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>発電炉固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉工認－廃棄物管理施設設工認 記載比較
【Ⅲ-1-1-7 通信連絡設備に関する説明書】(14/22)

発電炉	廃棄物管理施設	備考
<p><u>による転倒防止措置等を実施するとともに、信号ケーブル及び電源ケーブルは、耐震性を有する電線管等の電路に敷設する設計とする。</u></p> <p><u>転倒防止措置等については、添付書類「V-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に、耐震性に関する詳細は、添付書類「V-2 耐震性に関する説明書」のうち添付書類「V-2-1 耐震設計の基本方針」に示す。</u></p> <p><u>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所外）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有するために必要な通信設備（発電所外）として、表4に示す必要な数量の衛星電話設備（固定型）を中央制御室及び緊急時対策所に設置し、衛星電話設備（携帯型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）を緊急時対策所に設置又は保管する。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</u></p> <p><u>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送できるデータ伝送設備</u></p>		<p>発電炉固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>発電炉固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>発電炉固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉工認－廃棄物管理施設設工認 記載比較
 【Ⅲ-1-1-7 通信連絡設備に関する説明書】(15/22)

発電炉	廃棄物管理施設	備考
<p><u>(発電所外)として、緊急時対策支援システム伝送装置で構成するデータ伝送設備を緊急時対策所建屋に設置する。通信連絡設備(発電所外)の一部は、東海発電所及び東海第二発電所で共用する設計とし、各設備の共用の区分を表4に示す。</u></p> <p><u>これらの重大事故等が発生した場合に必要な通信設備(発電所外)及びデータ伝送設備(発電所外)については、図1に示すとおり代替電源設備である常設代替高圧電源装置、可搬型代替低圧電源車又は緊急時対策所用発電機から給電が可能な設計とする。充電池を使用する通信設備(発電所外)については、別の端末又は予備の充電池と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電池は、代替電源設備からの給電が可能な中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電器を用いて充電することができる設計とする。</u></p> <p><u>重大事故等が発生した場合に必要な通信設備(発電所外)及びデータ伝送設備(発電所外)については、基準地震動による地震力に対し、地震時及び地震後においても通信連絡に係る機能を保持するため、表2に示す固縛又は固定による転倒防止措置等を実施するとともに、信号ケーブル及び電源ケーブルは、耐震性を有する電線管等の電路に敷設する設計とする。</u></p> <p><u>転倒防止措置等については、添付書類「V-1-</u></p>		<p>い。</p> <p>発電炉固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>発電炉固有の設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>設備構成の差異のた</p>

発電炉工認－廃棄物管理施設設工認 記載比較
 【Ⅲ-1-1-7 通信連絡設備に関する説明書】(16/22)

発電炉	廃棄物管理施設	備考
<p><u>1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に、耐震性に関する詳細は、添付書類「V-2 耐震性に関する説明書」のうち添付書類「V-2-1 耐震設計の基本方針」に示す。</u></p> <p>3.2.3 加入電話設備（加入電話及び加入FAX） 発電所と本店（東京），国，地方公共団体その他関係機関との間で通信連絡を行うために，通信事業者が提供する回線（有線系回線）による加入電話設備（加入電話及び加入FAX）を設置する。</p> <p><u>加入電話設備（加入電話及び加入FAX）のうち加入FAXは，非常用所内電源及び無停電電源（蓄電池を含む。）に接続し，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</u></p> <p><u>加入電話設備（加入電話及び加入FAX）のうち加入電話は，通信回線から給電する設備であり，外部電源が期待できない場合でも動作可能である。</u></p>	<p>3.2.1 一般加入電話 制御室と国，地方公共団体，その他関係機関等との間で通信連絡を音声により行うために，通信事業者が提供する回線（有線回線）に接続する一般加入電話を設置する。</p> <p>3.2.2 衛星携帯電話 <u>制御室と国，地方公共団体，その他関係機関等との間で通信連絡を音声により行うために，通信事業者が提供する回線（衛星回線）による衛星携帯電話を設置する。</u></p>	<p>め，記載の差異により新たな論点が生じるものではない。</p> <p>加入FAXは，発電炉固有の設備に係る設計上の考慮であり，新たな論点が生じるものではない。</p> <p>発電炉固有の設計上の考慮であり，新たな論点が生じるものではない。</p> <p>発電炉固有の設計上の考慮であり，新たな論点が生じるものではない。</p> <p>当社固有の設備に係る設計上の考慮であり，新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉工認－廃棄物管理施設設工認 記載比較
 【Ⅲ-1-1-7 通信連絡設備に関する説明書】(17/22)

発電炉	廃棄物管理施設	備考
<p><u>3.2.1 電力保安通信用電話設備（固定電話機， P H S 端末及びF A X）</u> <u>発電所と本店（東京），国，地方公共団体その他関係機関との間で通信連絡を行うために，専用の電力保安通信用回線（有線系回線及び無線系回線）による電力保安通信用電話設備（固定電話機， P H S 端末及びF A X）を設置又は保管する。</u></p> <p><u>電力保安通信用電話設備（固定電話機， P H S 端末及びF A X）のうち固定電話機及びF A X は，非常用所内電源及び無停電電源（蓄電池を含む。）に接続し，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。また，電力保安通信用電話設備（固定電話機， P H S 端末及びF A X）のうちP H S 端末の電源は充電池を使用し，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</u></p> <p><u>3.2.2 テレビ会議システム（社内）</u> <u>発電所と本店（東京）との間で通信連絡を行うために，通信事業者が提供する通信事業者回線（有線系回線又は衛星系回線）によるテレビ会議システム（社内）を設置する。テレビ会議システム（社内）は，非常用所内電源及び無停電電源（蓄電池を含む。）に接続し，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</u></p>		<p>発電炉固有の設備に係る設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>発電炉固有の設備に係る設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉工認－廃棄物管理施設設工認 記載比較
 【Ⅲ-1-1-7 通信連絡設備に関する説明書】(18/22)

発電炉	廃棄物管理施設	備考
<p>3.2.3 加入電話設備（加入電話及び加入FAX） 発電所と本店（東京），国，地方公共団体その他関係機関との間で通信連絡を行うために，通信事業者が提供する回線（有線系回線）による加入電話設備（加入電話及び加入FAX）を設置する。</p> <p>加入電話設備（加入電話及び加入FAX）のうち加入FAXは，非常用所内電源及び無停電電源（蓄電池を含む。）に接続し，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>加入電話設備（加入電話及び加入FAX）のうち加入電話は，通信回線から給電する設備であり，外部電源が期待できない場合でも動作可能である。</p> <p><u>3.2.4 専用電話設備（専用電話（ホットライン）（地方公共団体向））</u> <u>発電所と地方公共団体との間で通信連絡を行うために，通信事業者が提供する専用回線（有線系回線）による専用電話設備（専用電話（ホットライン）（地方公共団体向））を設置する。</u> <u>専用電話設備（専用電話（ホットライン）（地</u></p>		<p>3.2.1 で記載している。</p> <p>発電炉固有の設備に係る設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉工認－廃棄物管理施設設工認 記載比較
 【Ⅲ-1-1-7 通信連絡設備に関する説明書】(19/22)

発電炉	廃棄物管理施設	備考
<p><u>方公共団体向)) は、非常用所内電源及び無停電電源 (蓄電池を含む。) に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</u></p> <p><u>3.2.5 衛星電話設備 (固定型) 及び衛星電話設備 (携帯型)</u> <u>発電所と本店 (東京) , 国, 地方公共団体その他関係機関との間で通信連絡を行うために、通信事業者が提供する回線 (衛星系回線) による衛星電話設備 (固定型) 及び衛星電話設備 (携帯型) を設置又は保管する。また、発電所と発電所外でモニタリングを行う場所との間で通信連絡を行うために、衛星電話設備 (携帯型) を保管する。</u></p> <p><u>衛星電話設備 (固定型) は、図 2 に示すとおり屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</u></p> <p><u>衛星電話設備 (固定型) は、非常用所内電源及び無停電電源 (蓄電池を含む。) に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。また、衛星電話設備 (携帯型) の電源は充電池を使用し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</u></p> <p><u>重大事故等が発生した場合に使用する中央制御室に設置する衛星電話設備 (固定型) は、非常用</u></p>		<p>発電炉固有の設備に係る設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉工認－廃棄物管理施設設工認 記載比較
 【Ⅲ-1-1-7 通信連絡設備に関する説明書】(20/22)

発電炉	廃棄物管理施設	備考
<p><u>交流電源設備である非常用ディーゼル発電機に加えて、常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置又は可搬型代替交流電源設備である可搬型代替低圧電源車から給電が可能な設計とする。</u></p> <p><u>また、緊急時対策所に設置する衛星電話設備（固定型）の電源は、非常用交流電源設備である非常用ディーゼル発電機に加えて、緊急時対策所用代替電源設備である緊急時対策所用発電機から給電が可能な設計とする。また、衛星電話設備（携帯型）の電源は、充電機を使用し、別の端末又は予備の充電機と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電機は、代替電源設備からの給電が可能な中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電器を用いて充電することができる設計とする。</u></p> <p><u>3.2.6 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）</u></p> <p><u>発電所と本店（東京）、国、地方公共団体へ通信連絡を行うために、図4に示すとおり通信事業者が提供する専用の統合原子力防災ネットワーク回線（有線系又は衛星系回線）による統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）を設置する。</u></p> <p><u>IP電話（有線系）及びIP-FAX（有線</u></p>		<p>発電炉固有の設備に係る設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉工認－廃棄物管理施設設工認 記載比較
 【Ⅲ-1-1-7 通信連絡設備に関する説明書】(21/22)

発電炉	廃棄物管理施設	備考
<p><u>系)は有線系回線を使用し、IP電話(衛星系)及びIP-FAX(衛星系)は衛星系回線を使用できる設計とする。また、テレビ会議システムについては、有線系又は衛星系回線を使用できる設計とする。</u></p> <p><u>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX)は、非常用所内電源及び無停電電源(蓄電池を含む。)に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</u></p> <p><u>重大事故等が発生した場合に使用する統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX)は、非常用交流電源設備である非常用ディーゼル発電機に加えて、緊急時対策所用代替電源設備である緊急時対策所用発電機から給電が可能な設計とする。</u></p> <p><u>3.2.7 データ伝送設備(発電所外)</u> <u>発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム(ERSS)へ表3に示す必要なデータを伝送できるデータ伝送設備(発電所外)として、図3に示すとおり通信事業者が提供する専用の統合原子力防災ネットワーク回線(有線系又は衛星系回線)による緊急時対策支援システム伝送装置で構成するデータ伝送設備を設置する。</u> <u>データ伝送設備は、非常用所内電源及び無停電</u></p>		<p>発電炉固有の設備に係る設計上の考慮であり、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉工認－廃棄物管理施設設工認 記載比較
 【Ⅲ-1-1-7 通信連絡設備に関する説明書】(22/22)

発電炉	廃棄物管理施設	備考
<p><u>電源（蓄電池を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</u></p> <p><u>重大事故等が発生した場合に使用するデータ伝送設備は、非常用交流電源設備である非常用ディーゼル発電機に加えて、緊急時対策所用代替電源設備である緊急時対策所用発電機から給電が可能な設計とする。</u></p> <p><u>また、データ伝送設備は、常時伝送を行う設計とする。</u></p> <p><u>表3 に示す緊急時対策支援システム（ERS S）へ伝送している原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常及び重大事故等の対処に必要なパラメータは、耐震性のあるS A監視操作盤、高圧代替注水制御盤等からプラントパラメータを直接収集し、伝送できる設計とする。</u></p>		

別紙5

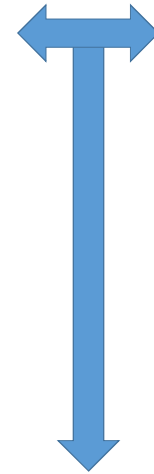
補足説明すべき項目の抽出

基本設計方針		添付書類		補足すべき事項
1	第2章 個別項目 5. その他廃棄物管理施設の設備 5.4 その他設備 5.4.3 通信連絡設備等 通信連絡設備の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「2. 地震」「3. 自然現象」、 「5. 火災等による損傷の防止」及び「7. 設備に対する要求」に基づくものとする。	—	—	
2	通信連絡設備は、警報装置、所内通信連絡設備及び所外通信連絡設備から構成する。	1. 概要 2. 基本方針	—	
3	5.4.3.1 通信連絡設備（事業所内） 廃棄物管理施設には、安全設計上想定される事故が発生した場合において、中央制御室及び現場から廃棄物管理施設内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動及び自動音声により行うことができる装置並びに音声により行うことができる設備として、警報装置及び有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を備えた所内通信連絡設備を設置する設計とする。	2.1 通信連絡設備（廃棄物管理施設内）	【2.1 通信連絡設備（廃棄物管理施設内）】 ・安全設計上想定される事故が発生した場合において、中央制御室及び現場から廃棄物管理施設内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示、作業完了時の連絡、異常発見報告（以下、「必要な操作、作業又は退避の指示等」という。）の連絡をブザー鳴動、自動音声又は音声により行うことができるよう、警報装置、有線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した所内通信連絡設備を設置する。	
4	5.4.3.2 通信連絡設備（事業所外） 廃棄物管理施設には、安全設計上想定される事故が発生した場合において、廃棄物管理施設外の国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故に係る通信連絡を音声により行うことができる所外通信連絡設備として、一般加入電話及び衛星携帯電話を設置する設計とする。	2.2 通信連絡設備（廃棄物管理施設外）	【2.2 通信連絡設備（廃棄物管理施設外）】 ・安全設計上想定される事故が発生した場合において、廃棄物管理施設外の国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故に係る通信連絡を音声により行うことができるよう、所外通信連絡設備を設置する。 ・所外通信連絡設備は、有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を備えた構成の回線に接続することで、輻輳等による制限を受けることのない設計とする。	
5	5.4.3.1 通信連絡設備（事業所内） 廃棄物管理施設には、安全設計上想定される事故が発生した場合において、中央制御室及び現場から廃棄物管理施設内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動及び自動音声により行うことができる装置並びに音声により行うことができる設備として、警報装置及び有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を備えた所内通信連絡設備を設置する設計とする。	3. 施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備（廃棄物管理施設内）	【3.1 通信連絡設備（廃棄物管理施設内）】 ・安全設計上想定される事故が発生した場合において、制御室及び現場から廃棄物管理施設内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動及び自動音声により行うことができる装置並びに音声により行うことができる設備として、第1表に示す警報装置及び有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した所内通信連絡設備を設置する。 ・所内通信連絡設備は、再処理施設と共用する設計とし、各設備の共用の区分を表1に示す。	【通信連絡設備の一覧】 所内通信連絡設備について、一覧表にて個数、通信方式等の仕様を補足説明する。 ・[補足通1]通信連絡設備の一覧
6	警報装置として十分な数量のページング装置並びに多様性を備えた所内通信連絡設備として十分な数量のページング装置及び所内携帯電話を設置する設計とする	3.1.1 ページング装置 3.1.2 所内携帯電話	【3.1.1 ページング装置】 ・制御室から廃棄物管理施設内の各所の者に操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動、自動音声及び音声により行うために、ページング装置を設置する。ページング装置は、マイク操作器及びスピーカから構成される。 ・指示は、制御室に設置するマイク操作器を使用し、スピーカにて音声により行うことができる設計とする。また、制御室から廃棄物管理施設内へブザー鳴動及び自動音声による警報を行うことができる設計とする。 【3.1.2 所内携帯電話】 ・制御室及び屋内外の作業場所との間で通信連絡を音声により行うために、所内携帯電話を設置する。	【通信連絡設備の一覧】 所内通信連絡設備について、一覧表にて個数、通信方式等の仕様を補足説明する。 ・[補足通1]通信連絡設備の一覧
7	5.4.3.2 通信連絡設備（事業所外） 廃棄物管理施設には、安全設計上想定される事故が発生した場合において、廃棄物管理施設外の国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故に係る通信連絡を音声により行うことができる所外通信連絡設備として、一般加入電話及び衛星携帯電話を設置する設計とする。	3.2 通信連絡設備（廃棄物管理施設外） 3.2.1 一般加入電話 3.2.2 衛星携帯電話	【3.2 通信連絡設備（廃棄物管理施設外）】 ・安全設計上想定される事故が発生した場合において、廃棄物管理施設外の国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故に係る通信連絡を音声により行うことができる設備として、第4表に示す一般加入電話及び衛星携帯電話を設置する。 ・所外通信連絡設備については、表5に示す通り、有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の通信回線に接続する。 【3.2.1 一般加入電話】 ・制御室と国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を音声により行うために、通信事業者が提供する回線（有線回線）に接続する一般加入電話を設置する。 【3.2.2 衛星携帯電話】 ・制御室と国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を音声により行うために、通信事業者が提供する回線（衛星回線）による衛星携帯電話を設置する。	【通信連絡設備の一覧】 所外通信連絡設備について、一覧表にて個数、通信方式等の仕様を補足説明する。 ・[補足通1]通信連絡設備の一覧 【多様性を確保した通信回線】 所外通信連絡設備が接続する多様性を確保した通信回線及び通信連絡設備の容量について補足説明する。 ・[補足通2]多様性を確保した通信回路
8	所外通信連絡設備については、有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を備えた構成の回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用可能な設計とする。また、通信回線の容量は通話に必要な容量に対し十分な余裕を確保した設計とする。			

補足説明すべき項目の抽出
(第二十三条 通信連絡設備)

基本設計方針からの展開で抽出された補足説明が必要な項目			
通信連絡設備に関する補足説明資料	1. 補足説明資料		
	【3.1 通信連絡設備（廃棄物管理施設内）】 【3.2 通信連絡設備（廃棄物管理施設外）】	<通信連絡設備の一覧>	[補足通1] 通信連絡設備の一覧
	【3.2 通信連絡設備（廃棄物管理施設外）】	<多様性を確保した通信回線，通信連絡設備の容量>	[補足通2] 多様性を確保した通信回線

発電炉の補足説明資料の説明項目		展開要否	理由
補足240-5 通信連絡設備に関する補足説明資料 通信連絡設備について	1. 補足説明資料		
	1.1 通信連絡設備の一覧	○	
	1.2 多様性を確保した専用通信回線	○	
	1.3 各重大事故時に必要な通信連絡設備の容量	—	重大事故等対処設備に係る補足説明資料のため。
	1.4 通信連絡設備が接続する無停電電源の仕様	—	廃棄物管理施設においては，通信連絡設備に対して電源要求が無いため。
	1.5 データ伝送設備のパラメータ	—	発電炉特有の設備に係る補足説明資料のため。
	1.6 安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備の範囲	—	発電炉特有の設備に係る補足説明資料のため。



基本設計方針からの展開で抽出された補足すべき事項と発電炉の補足説明資料の説明項目を比較した結果、追加で補足すべき事項はない

東海第二発電所 補足説明資料	廃棄物管理施設 補足説明資料	補足説明すべき事項	資料番号	記載概要
1. 補足説明資料	—	—	—	—
1.1 通信連絡設備の一覧	1 通信連絡設備の一覧	通信連絡設備の名称, 容量, 写真の一覧表	[補足通1]	通信連絡設備の名称, 容量, 写真の一覧表
1.2 多様性を確保した専用通信回線	2 多様性を確保した通信回線	所外通信連絡設備の通信回線, 回線種別, 輻輳制限の有無, 必要回線容量, 実回線容量の表	[補足通2]	所外通信連絡設備の通信回線, 回線種別, 輻輳制限の有無, 必要回線容量, 実回線容量の表
1.3 各重大事故時に必要な通信連絡設備の容量	—	—	—	—
1.4 通信連絡設備が接続する無停電電源の仕様	—	—	—	—
1.5 データ伝送設備のパラメータ	—	—	—	—
1.6 安全パラメータ表示システム (SPDS) 及びデータ伝送設備の範囲	—	—	—	—

別紙6

変更前記載事項の 既設工認等との紐づけ

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変更前	変更後
	<p>5.4.3 通信連絡設備等 通信連絡設備の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「2.地盤」, 「3.自然現象等」, 「5.火災等による損傷の防止」及び「7.設備に対する要求」に基づくものとする。 通信連絡設備は、警報装置、所内通信連絡設備及び所外通信連絡設備から構成する。</p> <p>5.4.3.1 通信連絡設備（事業所内） 廃棄物管理施設には、安全設計上想定される事故が発生した場合において、制御室及び現場から廃棄物管理施設内の各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動及び自動音声により行うことができる装置並びに音声により行うことができる設備として、警報装置及び有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を備えた所内通信連絡設備を設置する設計とする。 警報装置として十分な数量のページング装置並びに多様性を備えた所内通信連絡設備として十分な数量のページング装置及び所内携帯電話を設置する設計とする。 所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話は、再処理施設と共用する。 共用する所内通信連絡設備は、同一の端末を使用する設計又は十分な容量を確保する設計とすることで、共用によって廃棄物管理施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>5.4.3.2 通信連絡設備（事業所外） 廃棄物管理施設には、安全設計上想定される事故が発生した場合において、廃棄物管理施設外の国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故に係る通信連絡を音声により行うことができる所外通信連絡設備として、一般加入電話及び衛星携帯電話を設置する設計とする。 所外通信連絡設備については、有線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を備えた構成の回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用可能な設計とする。また、通信回線の容量は通話に必要な容量に対し十分な余裕を確保した設計とする。</p>